

※文化財確認・試掘調査とは

開発行為を予定されている方は、その土地に文化財があるかどうかを事前に確認しておく必要があります（文化財保護法第95条、庁保記第75号文化庁次長通知）。この確認調査のことを「**文化財確認・試掘調査**」と呼びます。

文化財確認・試掘調査には、一般的にバックホー（重機）を用います。開発予定地に幅1～2mのトレンチ（試掘坑）を1～数本掘削します。但し、トレンチの本数・深さ、調査日数は、その土地の地形や面積等により変わります。調査後は、基本的に重機により埋め戻し・転圧を行います。

調査に係る直接的な費用は基本的に市教育委員会で負担しますが、調査のため必要な重機の進入路の確保や樹木の伐採、耕作物の除去等の処置等は開発原因者（開発・建築の主体者等）のご負担にておこなっていただきます。

文化財確認・試掘調査の結果、文化財が確認された場合は、その保存方法について市教育委員会と協議を行います。

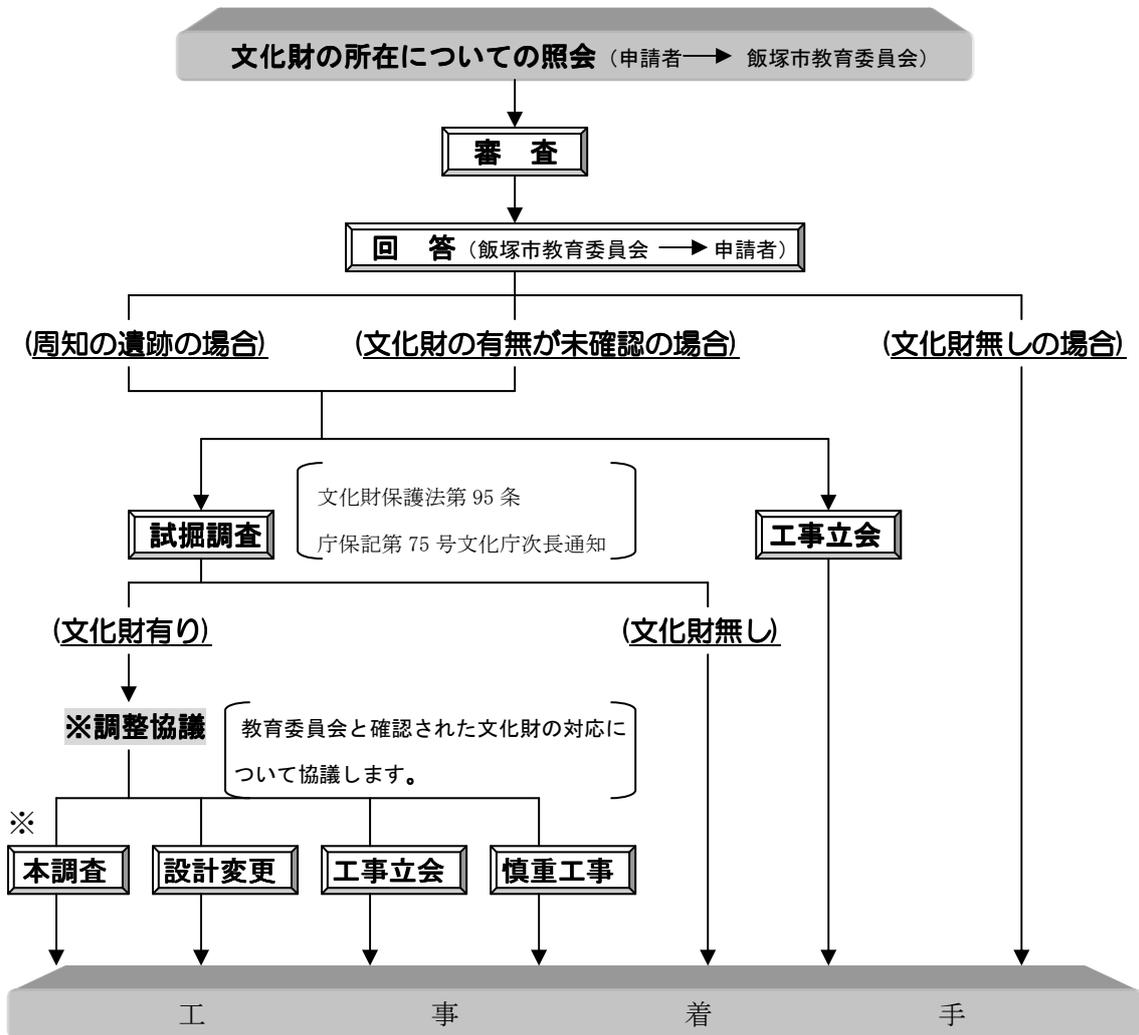
【試掘調査風景】



※連絡・問い合わせ先

〒820-0011 飯塚市柏の森959-1（飯塚市歴史資料館）
飯塚市教育委員会 文化課 文化財保護推進室
TEL/FAX：0948-25-2930

●開発行為に伴う文化財の取り扱いについて



※発掘調査（本調査）とは

開発行為により遺跡が破壊される場合、**発掘調査（本調査）**を実施する事になります。発掘調査では、昔の人々の生活の痕跡を掘り出し、それを図面や写真などを使い記録し、後世の人達に残していくための資料（報告書）を作成します。このような現地での発掘作業と資料化するための整理・報告書作成作業を含めた一連の作業を「**発掘調査（本調査）**」と呼びます。

発掘調査に要する期間と費用は遺跡の性格・遺物の量・調査面積・天候などの要件によりそれぞれ大きく異なりますので委託契約締結前に十分協議して下さい。

発掘調査にかかる費用は、原則として原因者（開発、建築の主体者等）の負担となっています。ただし、個人の自己居住用の専用住宅を建築する場合などは国等の補助金で調査することができますので、事前に市教育委員会に相談して下さい。